

裁 決 書

事件番号 延総務第577号

文書番号 延総務第183号

審査請求人 ●●●●●●●●●●

処 分 庁 延岡市長 読谷山 洋司

審査請求人が令和7年2月1日付けで提起した延岡市情報公開条例（平成11年条例第25号。以下「条例」という。）第9条の規定による令和6年12月4日付け延危第445号「行政文書部分開示決定通知書」による部分開示決定、同日付け延危第446号「行政文書開示決定通知書」による開示決定、同日付け延危第447号「行政文書不開示決定通知書」による不開示決定及び同日付け延危第448号「行政文書開示決定通知書」による開示決定（以下これらを「本件開示決定処分等」という。）により開示されていない文書全ての開示を求める審査請求（事件番号：延総務第577号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 本件審査請求を棄却する。
- 2 審査庁の調査により開示漏れが判明した行政文書6件について、速やかに開示等の決定処分をすることを処分庁に求める。
- 3 本件開示決定処分等について、審査請求人に対して分かりやすく当該処分の内容を補充する通知をすることを処分庁に求める。

第1 事案の概要

1 審査請求の内容

本件審査請求の内容は、延岡市長が行った令和6年12月4日付けの審査請求人に対する本件開示決定処分等について、過少な開示であるため、開示されていない文書を全て開示するよう求めるものである。

2 審査請求の経緯

本件審査請求の経緯は、次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和6年10月22日及び同月23日付けで条例第3条第5号の規定に基づき、本件開示決定処分等に係る開示請求を行った。
- (2) 処分庁は、令和6年10月22日に発生した豪雨災害の災害対応業務のため、条例第10条第2項の規定により開示決定期限を延長して本件開示決定処分等を

就任承諾書が必要ないと判断したのであれば、「中核的経営人材への就任と承諾書の返信をよろしくお願い申し上げます。」と明記した依頼文を●●●●●●に送付する理由はない。

2 処分庁の主張

審査請求人が主張する延危第445号決定から延危第448号決定までの各決定に基づく開示範囲が不相当であるとの主張には理由がなく、「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

(1) 延危第446号決定及び延危第447号決定について

① 開示請求対象文書が不存在であることが行政運営上不合理でないこと

処分庁は、公文書管理法の趣旨にのっとり、記録の作成が必要な事案については、適宜、文書を作成して適正に管理するよう努めているのであり、これにより延危第446号決定は、延危第353号の意思決定の経緯に係る文書を含めて全部開示しているものである。なお、延危第447号決定は、請求に係る文書をそもそも作成していないため、不開示決定をしているものである。

② 開示請求対象文書の取扱いに不適正なものはないこと

延危第446号決定及び延危第447号決定通知の開示請求に係る行政文書の名称又は内容は異なっており、それぞれ決定処分の内容が異なることは当然にあり得ることであることから、手続きの混乱という指摘は当たらない。

③ 開示する文書の範囲の精査

延危第470号決定における延危第445号決定に関する追加の文書の開示は、開示決定後に再度精査した際に、追加の文書の存在が判明し、追加で開示決定の処分を行ったものであり、これにより開示文書の範囲の適正さがより高まったものである。

(2) 延危第445号決定及び延危第448号決定について

① 会議の記録が不存在であること

令和6年7月22日、8月9日、8月26日及び9月6日の会議は、延危第445号決定の開示文書として開示している「「デジタル・コックピット構築業務 委託仕様書」に関する質問書」の作成及び回答内容を検討するために実施したものであり、記録については、会議の成果である質問書で必要十分な内容が記載されているものであり、質問書の他に記録を作成していない。

② 就任承諾書の提出を受けていないこと

中核的経営人材について市として任命、委嘱又は委託契約をすることは必須ではないということを踏まえ、●●●●●●から中核的経営人材の就任承諾書の提出を受けていないため、当該文書は不存在である。

また、就任承諾書に関する起案用紙は、附番することなく起案しているが、決裁を受けた正式な文書として、令和6年8月8日にメールで送付しているものであり、処分庁が本件処分により開示したもの以外の起案用紙は存在しない。なお、●●●●●●は、処分庁の要請に応じて、学術研究の一環として、特段の委

しかし、この点、審査会の答申とおり、公文書管理法に基づいて文書を作成する義務を負っているのは、国や独立行政法人等であり（公文書管理法第2条及び第4条）、地方公共団体は、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、これを実施するという努力義務を負っている（同法第34条）のであって、同法の直接の適用を受けるものではない。そのため、公文書管理法を根拠として審査請求人が求める行政文書が処分庁に存在するということには結びつかず、この点において、当該文書が存在しないことが、すなわち違法であるとは言えない。

また、処分庁には開示漏れと思われる文書は存在したものの、審査請求人が強く存在を主張する会議、打ち合わせ等の記録や、●●●●の就任承諾書の回答その他契約等に関する行政文書は、その存在を認めることはできず、また、弁明書及び審査庁による聴取り調査による当該行政文書を保有していない理由も特段不自然・不合理な点は認められない。

さらに、開示漏れと思われる行政文書は、延危第447号決定（文書不存在による不開示決定処分）の内容に関する行政文書ではなく、300枚以上の行政文書を開示している他の開示決定処分（延危第445号、延危第446号及び延危第448号決定）に係る文書であることから、意図的に開示をしなかったというものではないのであり、処分庁において当該行政文書を追加で開示するとしても延危第447号決定の処分に影響を与えるものではない。

答申書の付言のとおり、行政として開示漏れはあってはならないことではあるが、本件開示決定処分等を取り消した上で、再度開示されていない文書の開示決定を行うことは合理的であるとはいえず、速やかに審査請求人に追加で開示すれば足り、また、処分庁が意図的に開示をしなかったというものではないのであるから、本件開示決定処分等に裁量権の不合理な行使を伴う不当性を認めることはできない。

よって、審査請求人が強く存在を主張する会議、打ち合わせ等の記録や、●●●●の就任承諾書の回答その他契約等に関する行政文書が存在しないことについて違法性はなく、また、開示漏れと思われる文書が存在したことをもって本件開示決定処分等を取り消すような不当性は認められない。

2 行政文書の特定について

本件開示決定処分等では、審査請求人と処分庁とで、開示請求に係る文書の特定に関して、主張の不一致が生じているが、処分庁において補正は求めている。この点、審査会が「延岡市情報公開条例の規定のとおり、文書の特定ができない場合は、補正を求めて、特定をした上で開示をするというのが当該条例の趣旨であり、処分庁においては文書の特定に関してそもそも争いが生じないように、開示請求者に補正の参考となる情報を提供した上で補正を求めるなど、審査請求人に配慮した対応をすべきであったと思料する」と付言しているとおり、処分庁の対応が配慮に欠けていたとはいえ、この点に法令違反を伴う違法性や、不当性は認められない。

3 処分庁が行った本件開示決定処分等の理由の提示について

を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

開示漏れと思われる行政文書一覧（審査庁作成）

延危第 446 号 「…延危第 353 号」の作成に至る経緯に関する一切の書類

- ① 标题を「Fwd: 【お問合せへの回答】DX デジタル・コックピット事業について (type3)」とする職員間のメール本文

延危第 446 号 「…業務委託についての報告・議論・決裁その他の一切の書類…」

- ②③ 件名を「【延岡市危機管理課】デジタルコックピットについて」とする職員間のメール本文
(送受信あり)

【添付ファイル】20241007+ x ID 回答案 rev (第 3 校) .docx (←同内容を開示済み)

延危第 446 号 「…業務委託についての報告・議論・決裁その他の一切の書類…」

- ④ 标题を「【危機管理課】プロポ評価基準について」とする職員間のメール本文
【添付ファイル】評価基準一朗版

延危第 448 号 「、その他の●●●●●とのやり取りに関する一切の書類」

- ⑤ 标题を「仕様書データの修正について」とする職員間のメール本文

【添付文書】避難所物資を確保する民間物流連携型災害 DX デジタル・コックピット調達業務仕様書

延危第 448 号 「…業務委託についての●●●●●とのメール…その他の●●●●●とのやり取りに関する一切の書類」

- ⑥ 開示済みの「民間物流連携型災害 DX デジタル・コックピット構築業務内閣府要件との合致確認 (お願い)」とのメール本文の添付文書である「仕様書との確認 02」とのタイトルの Word ファイル